

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者様  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

送迎用バスに対する安全装置の装備促進及び装備状況の調査について（照会）

平素より県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスに対する安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正が行われ、令和5年4月1日に既に施行されており、令和6年3月末で経過措置の期間が終了となります。そのため、県では、岐阜県こどもの安心・安全対策事業費補助金の募集を行っているところですが、送迎用バスに対する安全装置の装備状況に関しまして、こども家庭庁からの依頼を受け第2回の調査を実施させていただくこととなりました。

各指定児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所におかれましては、期限が短く大変恐縮ですが、期日までにご回答いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 調査対象事業所

以下のいずれかのサービスを実施している事業所（岐阜市内の事業所を除く）

- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

#### 2. 調査基準日

令和5年10月31日（火）

#### 3. 回答方法

下記のオンライン回答フォームよりご回答ください。

#### 【オンライン回答フォーム】

<https://logoform.jp/form/T8mB/420777>

#### 4. 回答期限

令和5年11月20日（月）

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		